

浜田市看護学生等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 29 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 30 号

浜田市看護学生等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

浜田市看護学生等修学資金貸付規則（令和 8 年浜田市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 この規則において「教育機関」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学院を含む。）又は同法第 124 条に規定する専修学校をいう。

第 3 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する教育機関に在学する者又は在学した者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 保護者（看護学生等の生計を維持する者をいう。以下同じ。）が市内に住所を有する者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。